

## 授産商品販売促進事業・障害理解促進イベント開催事業委託募集要項

### 1 趣旨

授産商品販売促進事業・障害理解促進イベント開催事業について、事業者には業務委託するにあたり、その事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定める。

### 2 事業目的

障害者就労施設において生産される授産商品の販売会を開催するとともに、商品力や経営力及び営業力の強化に関する研修会等を実施することにより、授産商品の品質及び認知度を高め、今後の販売拡大につなげることで障害のある人の工賃向上を図る。

また、まほろば「あいサポート運動」と連動した障害理解促進イベントを開催することで、県民の方々に障害及び障害のある方に対する理解を深めていただき、障害のある方が困っているときに声をかけたり、サポートを実践したりすることができるよう意識の向上を図る。

### 3 事業内容

授産商品販売促進事業・障害理解促進イベント開催事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### 4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 委託金額の上限

3,657,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

ただし、授産商品販売促進事業 3,077,000円（消費税及び地方消費税を含む。）、障害理解促進イベント開催事業 580,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

### 6 公募に参加する者に必要な資格

本事業の受託者募集に参加できる者は、事業の目的を十分に理解し、事業を円滑に遂行でき、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者で、主たる営業種目を「Q5 広告・イベント業務」に登録している者であること。
- (12) 公告日から過去5年間に於いて、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）を契約の相手方として、障害福祉に関する業務を受託し、かつ、これを誠実に履行した実績があること。

## 7 担当部局

奈良県福祉保険部障害福祉課 共生推進係  
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地  
TEL : 0742-27-8922 FAX : 0742-22-1814

## 8 参加申込書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書を提出すること。  
なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

### (1) 提出書類

参加申込書（様式1）

### (2) 提出期限

令和8年4月15日（水）午後5時まで

### (3) 提出先

7の担当部局に同じ

### (4) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合の受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とし、奈良

県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(5) 提出部数

各1部

(6) 参加資格の適否の通知

参加申込書の内容を確認後、参加申込書提出者には参加資格の適格又は不適格の通知を行う。適格の通知があった者は、提案書を提出すること。

(7) 電子契約

本件は電子契約も可とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意兼メールアドレス確認書（様式2）」を参加申込書と合わせて提出すること。

9 提案書等の提出

(1) 提出書類

提案書は様式3（正・副）を使用すること。

提案内容については、実施計画書（様式4）、実施体制表（様式5）、実施スケジュール（様式6）、経費見積書（様式7）により、以下の①から⑧までを踏まえて具体的に記載すること。

① 本事業に係る実施方針（様式4）

本事業の目的や障害のある人の工賃向上等に関する現状と課題を踏まえて、実施方針を記載すること。

② 授産商品販売会開催業務（様式4）

ア 出店施設の募集・選定

出店施設の募集・選定方法、出店施設へのアドバイス、事前説明会について具体的に記載すること。

イ 販売会等の広報

販売会の周知、販売促進に向けた広報の方法について具体的に記載すること。

ウ 集客イベントの企画開催

授産商品の認知度向上、販売促進につながるような集客イベントの企画内容について具体的に記載すること。

エ 販売会当日の開催運営

販売会の設備・設営、当日の運営方針について具体的に記載すること。

オ その他の取組

本事業の目的を達成するとともに、授産商品の継続的な販売促進につなげるために必要と考える取組について具体的に記載すること。

③ 商品力・販売力強化に向けた研修会等開催業務（様式4）

障害者就労施設における生産活動、授産商品の製造・販売等に関する現状と課題を踏まえて、以下の内容を記載すること。

ア 研修会の開催

講義内容、講師候補、講義スケジュールを具体的に記載すること。研修開催会場については、会場名、所在地、収容人数、参加者の利便性への配慮について記載すること。

イ 商品アドバイス会の開催

実施内容、講師候補を具体的に記載すること。アドバイス会開催会場については、会場名、所在地、収容人数、参加者の利便性への配慮について記載すること。

④ 障害理解促進イベント開催業務（様式4）

イベントの企画内容（体験内容、講師候補等）及び当日の運営方針について、以下を踏まえ具体的に記載すること。

ア 障害の有無に関係なく、また子どもから大人まで誰もが楽しめる内容にすること。

イ 障害及び障害のある方に対する理解を深めることができる内容にすること。

ウ 障害のある方が困っているときに声をかけたり、サポートしたりすることができるような自信を持つきっかけとなるような内容にすること。

エ まほろば「あいサポート」運動と連動し、障害者の特性をよく理解し、様々な障害種別、障害程度、年齢の者が安全かつ円滑に参加できるよう配慮するとともに、障害のある方もない方もともに参加できるイベント構成にすること。

（参考：県ホームページ）

まほろば「あいサポート」運動 <https://www.pref.nara.jp/48681.htm>

オ 過去の実施内容を考慮して、企画内容を提案すること。

（参考）直近3年度の実施内容

令和5年度：ブラインドサッカー体験、手話講座、調査ラリー

令和6年度：パラスポーツ（ボッチャ）体験、手話講座、調査ラリー

令和7年度：パラスポーツ（ボッチャ）体験、手話講座、調査ラリー

⑤ 実施体制（様式5）

本事業の統括責任者、販売会及び研修会等開催業務の担当者の氏名と実施体制図を記載すること。

⑥ 実施スケジュール（様式6）

本事業の実施スケジュールについて、具体的かつ詳細に記載すること。

販売会の開催については、出店施設の募集・決定時期や販売会開催会場との打合せ、説明会の開催時期等を記載すること。

研修会等の開催については、研修会等の講師、開催場所、資料作成に係る調整や決定の時期、参加者の募集開始時期と募集期間、開催時期等を記載すること。

障害理解促進イベントの開催については、講師、開催時期、開催会場との打合せ、関係団体等との調整時期等を記載すること。

⑦ 個人情報保護等情報管理体制（任意様式）

個人情報等の管理規定、個人情報等保護に関する従業者への効果的な研修計画 等

⑧ 経費見積書（様式7）

本事業の経費を授産商品販売促進事業と障害理解促進イベント開催事業に分けて、その内訳を記載し、「一式」計上はしないこと。また、消費税及び地方消費税込みの見積金額を記載すること。

※販売会場の借り上げ及び使用申請は県が行うので、販売会開催場所の借上料は計上しないこと。ただし、イオンモール橿原で販売会を実施する際に必要な臨時警備員の配置費用は計上すること。

(2) 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時必着

(3) 提出先

7の担当部局に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とし、県の休日を除く。郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着。

(5) 提出部数

提案書（様式3）及び添付資料 正1部 副5部

※副5部については、事業所名など参加者を特定できる記載及び用紙の使用を行わないこと。

10 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年4月9日（木）正午まで

(2) 質問方法

質問がある場合は、質問票（様式8）を、7の担当部局までFAX又はメールにて送付後、必ず電話にて受信確認を行うこと。（審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。）

(3) 質問に対する回答

各者からの質問は、公正な競争を妨げる質問を除き、全てまとめて令和8年4月13日（月）までに県障害福祉課ホームページに掲載する（質問者の名称は非掲載）。

11 プレゼンテーション

授産商品販売促進事業・障害理解促進イベント開催事業委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書に係るプレゼンテーションを実施予定。プレゼンテーションは以下を予定しているが、詳細については提案者に別途通知する。

実施日：令和8年5月11日（月）

場 所：県庁内会議室など

時 間：プレゼンテーション10分、質疑応答10分を予定

参加者：2名以内

12 受託者の選定と通知

(1) 選定について

提案書は、県が設置する審査委員会において審査を行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を受託者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託者として選定しない。

提案者が1者の場合は、各委員の合計得点が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を受託者として選定する。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託者として選定しない。

(2) 審査基準

審査は、審査委員会において、別記審査基準に基づき、公正に実施する。

(3) 審査結果

提案者には、令和8年5月14日（木）を目途に、書面により通知する。また、通知後速

やかに、少なくとも契約期間中は、以下に掲げる事項について奈良県ホームページへの掲載により公表する。なお、選定結果に対して、異議を申し立てることはできない。

- ① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日
- ② 受託者・提案者毎、評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

#### 13 事業委託契約の締結

審査の結果、受託者として選定された者と、奈良県契約規則に基づき、双方協議の上、速やかに事業委託契約を締結する。

#### 14 契約保証金

契約保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによる。

#### 15 契約の不締結

受託者選定後、契約締結までの間に、受託者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せず又は警察に届けなかったとき。

#### 16 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約が解除された場合は、受託者は契約金額の100分の10に相当する額（契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければならない。

- (1) 契約者について15の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (4) 受託者に本業務への参加資格がないことが判明したとき。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

## 17 その他

- (1) 本公募に関して要した費用は、参加者の負担とする。
- (2) 受託者として選定された提案者の提案書は返却しない。しかし、選定されなかった提案者の提案書は返却するものとする。
- (3) 提案書の提出後、契約締結までの手続期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託者として選定されている場合は、次の順位の者と手続を行う。ただし、その場合も12の(1)の基準を満たしている者であることとする。
  - ① 6の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
  - ② 提案書に虚偽又は不正があったとき。
  - ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、県が定める期日までにその補正に応じないとき。
  - ④ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
  - ⑤ 委託金額の上限（事業別に定める上限含む。）を超える見積書が提出されたとき。
  - ⑥ プレゼンテーションに不参加のとき。
  - ⑦ その他不正な行為があったとき。
- (4) 提出された提案書等は、複製、活用を行う場合がある。
- (5) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要及び提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- (8) 事業実施による成果物の一切の著作権については委託者である県に帰属するものとする。
- (9) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則及びその他の県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。